

令和7年度自動車保険契約 仕様書

- 1 件名 令和7年度自動車保険契約
- 2 対象車両数 184台
- 3 保険期間 令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時まで
- 4 保険の種類及び補償内容

- (1) 保険の種類 自動車任意保険（原動機付自転車を含む）
- (2) 補償内容等 以下のとおり（車両ごとの詳細は別添のとおりに）
 なお、補償内容が同等であれば、補償、特約等の名称が異なっても可とする。

※全車準公有車・優良割引70%

補償条件	補償内容	条件	その他
対人賠償	(1名につき) 無制限	対人臨時費用特約を付保	
対物賠償	(1事故につき) 無制限	対物超過修理費用補償特約を付保（業務使用中のみ担保）	免責0円
人身傷害	(1名につき) 5,000万円	無保険車との事故を担保（業務使用中のみ担保）	

その他の業務・補償内容・条件

- ・契約車両の交通事故における示談代行業務及び示談支援業務を行うこと。
- ・保険会社が示談交渉を行えない場合の弁護士費用を担保するものであること。
- ・一部車両の運転手には、従業員の他に従業員以外の者を含む。（別添のとおりに）
- ・一部車両には、車両保険を担保すること。（別添のとおりに）
- ・全車一括契約とする。
- ・契約車両が事故修理等で使用できない場合に、原則、代車を無償で提供すること。また、この場合の代車における自動車保険の内容は本仕様の条件を満たすものであること。
- ・個々のデータを提示した自動車の性能及び機能（装置）による割引ができる場合は、各種割引を適用すること。
- ・ロードサービスを付帯すること。
 （レッカー牽引・車両搬送サービス、バッテリージャンピングサービス、キー閉じ込み時開錠サービス、スペアタイヤ交換サービス、燃料切れ時ガソリン配達サービス等）

- 5 支払方法 請求書による口座振込
- 6 支払日 保険始期翌月の所定払込日
- 7 その他

- (1) 損害率について損害保険料率算出機構において、公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「当財団」という。）の成績内容の照会をすること。また、契約期間中は、次期損害率算定にかかる成績計算期間における損害率の状況を当財団総務課に定期的に報告すること。

- (2) 自動車保険の契約約款に定めるものの他、次の事項を遵守するものとする。
- (ア) 事故・故障対応は、24時間の体制を整え全国ネットで対応を行うこと。また、迅速かつ的確な対応ができるように専任担当者を配置すること。
 - (イ) 保険期間中の車両買い替え等による契約車両の変更に伴う保険料の精算事務処理について迅速に行うこと。
 - (ウ) 事故当事者に対しての自動車保険及び自動車損害賠償責任保険をまとめた一括払い、立替払い及び内払いの処理を行うこと。
 - (エ) 事故発生の連絡を受けた後、原則、事故現場で事故処理にあたり、また、当事者や当事者の所属課と連絡を密に行って調整しながら迅速に事故解決にあたること。
 - (オ) 事故予防・削減の取組に資する次の項目に対し、当財団の必要に応じて対応すること。
 - ・事故の集計・原因・態様等の分析・統計資料作成等
 - ・交通安全研修の実施（市内5か所、1時間程度）と講師の派遣、研修教材・資料等の作成及び提供
 - ・事故予防・削減に関する提案
 - ・割引率に関する相談援助
- (3) この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は委任してはならない。
- (4) 次に該当するときは、当財団は契約を解除することができる。
- (ア) 業務内容がはなはだしく不誠実と認められ、また、この契約を履行することが困難であると認められるとき。
 - (イ) 仕様項目7の(2)又は(3)に違反したとき。
- (5) 仕様項目7の(4)により契約を解除したときは、当財団に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、当財団と協議して決定するものとする。

8 担当者 公益財団法人岡山市ふれあい公社
総務課給与係 前田・高木
岡山市中区桑野 715-2
TEL(086)274-5139